

令和6年度第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議 次 第

日 時：令和6年10月30日（水）14時30分～16時30分
開 催 方 法：対面
会 場：川崎市役所本庁舎 復元棟 101 会議室

開会

委員・事務局紹介

議事

【協議事項】

- 1 協議会の方向性について
- 2 協議会の取組状況と地域づくり検討会議について

その他

【配布資料】

委員名簿・事務局名簿

座席表

資料 1 協議会の方向性について

資料 2 - 1 中原区地域自立支援協議会の取組状況

資料 2 - 2 各基幹相談支援センターの取組状況

資料 2 - 3 障害分野における地域づくり検討会議について

資料 2 - 4 地域リハビリテーションセンター地域支援室の取組状況

参考資料 川崎市地域自立支援協議会設置要綱

川崎市地域自立支援協議会全体会議 委員名簿
(任期：令和５年５月１日～令和７年４月３０日 ２年間)

	所 属	氏 名	出 欠
1	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 成年後見支援センター	雨宮 徹	出席
2	れいんぼう川崎在宅支援室 室長	浦 雄司	出席
3	木下・大石法律事務所	大石 剛一郎	出席
4	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン	大窪 俊雄	出席
5	夢見ヶ崎地域包括支援センター センター長	川田 歩	出席
6	特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会相談支援分科会 (社会福祉法人ＳＫＹかわさき相談支援事業所かみひこうき管理者)	篠原 宏江 (副会長)	出席
7	特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会生活介護分科会 (社会福祉法人ともかわさき生活介護事業所ひらま管理者)	高嶋 直美	出席
8	川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長	美和 とよみ	出席
9	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授	行實 志都子 (会長)	出席
10	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者 ネットワーク 理事	吉田 展章	出席

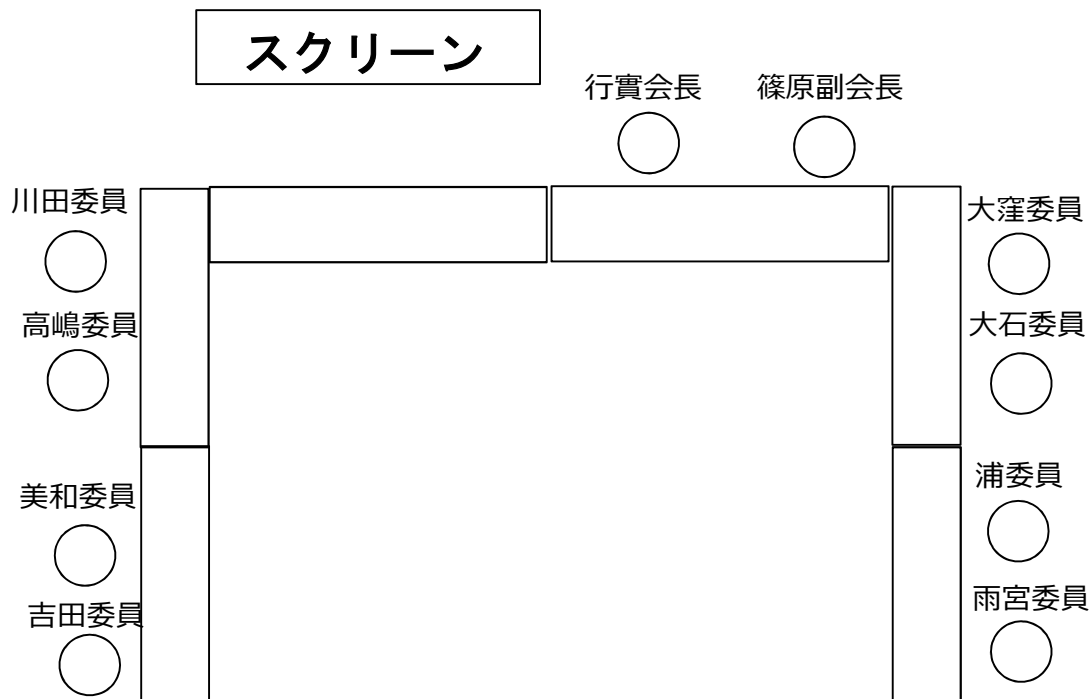
(50 音順、敬称略)

【事務局】

所属	氏名	市地域自立支援協議会 (企画運営会議)	庁内関係部署
川崎区役所高齢・障害課 障害者支援係 課長補佐	堀川 聡	○	○
幸区役所高齢・障害課 精神保健係 課長補佐	櫻中 美和子	○	○
中原区役所高齢・障害課 障害者支援係 係長	木村 誠	○	○
中原区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	羽賀 正裕	○	○
高津区役所高齢・障害課 精神保健係 課長補佐	松島 敦子	○	○
宮前区役所高齢・障害課 障害者支援係 課長補佐	堀 浩司	○	○
宮前区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	家高 克行	○	○
多摩区役所高齢・障害課 障害者支援係 課長補佐	戸村 美緒里	○	○
麻生区役所高齢・障害課 障害者支援係 係長	河合 顕宏	○	○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 障害者支援 担当係長	原 和広	○	○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター北部地域支援室相談判定 担当係長	大山 樹	○	○
川崎市南部基幹相談支援センター	飯嶋 礼子	○	
川崎市中部基幹相談支援センター	小川 尚人	○	
川崎市北部基幹相談支援センター	平井 祐樹	○	
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 課長	平井 恭順		○
健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 課長	山口 晴生		○
健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 課長	泉 基広		○
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 課長	大町 法久		○
健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 課長	池田 幸		○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 課長	塚田 和広		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課計画推進担当 課長補佐	坂井 隆		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援担当 課長補佐	後藤 将志		○
健康福祉局地域包括ケア推進室 室長	菅野 智宏		○
健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当 担当課長	竹田 幹雄		○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 係長	新橋 さち子	○	○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 主任	稲川 諒	○	○

令和6年度第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議
座席表

(本庁舎101会議室)



事務局

(説明者席)						
○	○	○	菅野室長	竹田課長	新橋係長	稲川主任
※順次入れ替え						
塚田課長	池田課長	大町課長	泉課長	山口課長	平井課長	
原係長	平井基幹職員	小川基幹職員	飯嶋基幹職員	後藤課長補佐	坂井課長補佐	
大山係長	木村係長	堀川課長補佐	櫻中課長補佐	堀課長補佐	戸村課長補佐	河合係長

傍聴席

※事務局・関係者席（座席指定なし）

出入口



1 協議会の方向性について

国が示す協議会の役割・機能とは

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

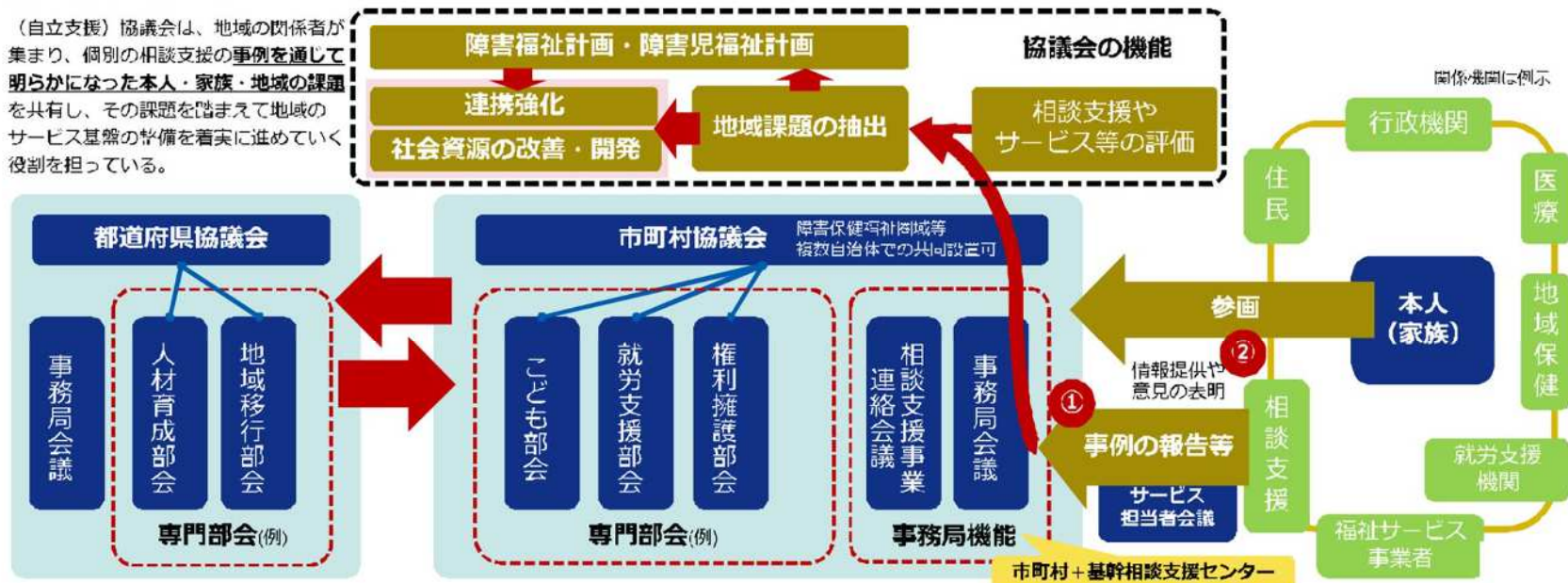
新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法(重層的支援会議等)・生活困窮者自立支援法(支援会議)・介護保険法(地域ケア会議)と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて**明らかになった本人・家族・地域の課題**を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



市町村協議会の主な機能

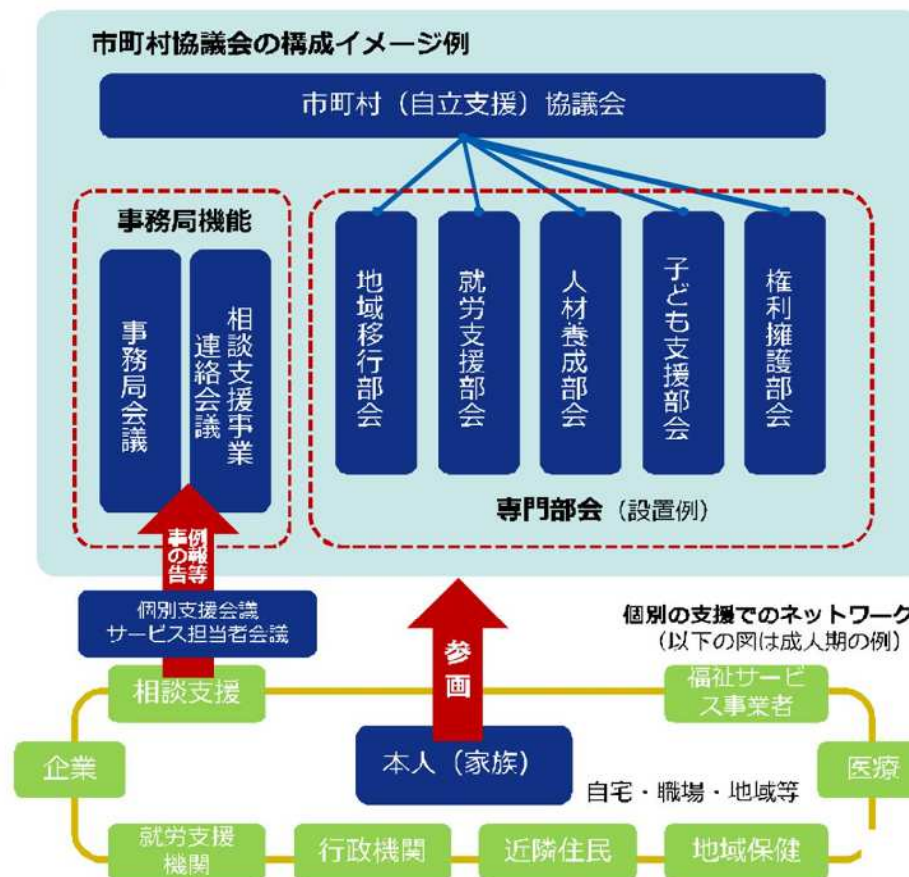
<留意事項通知と統合の上、R5年度末に改正予定の案>

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八（九）条の二第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等



基幹相談支援センターとは

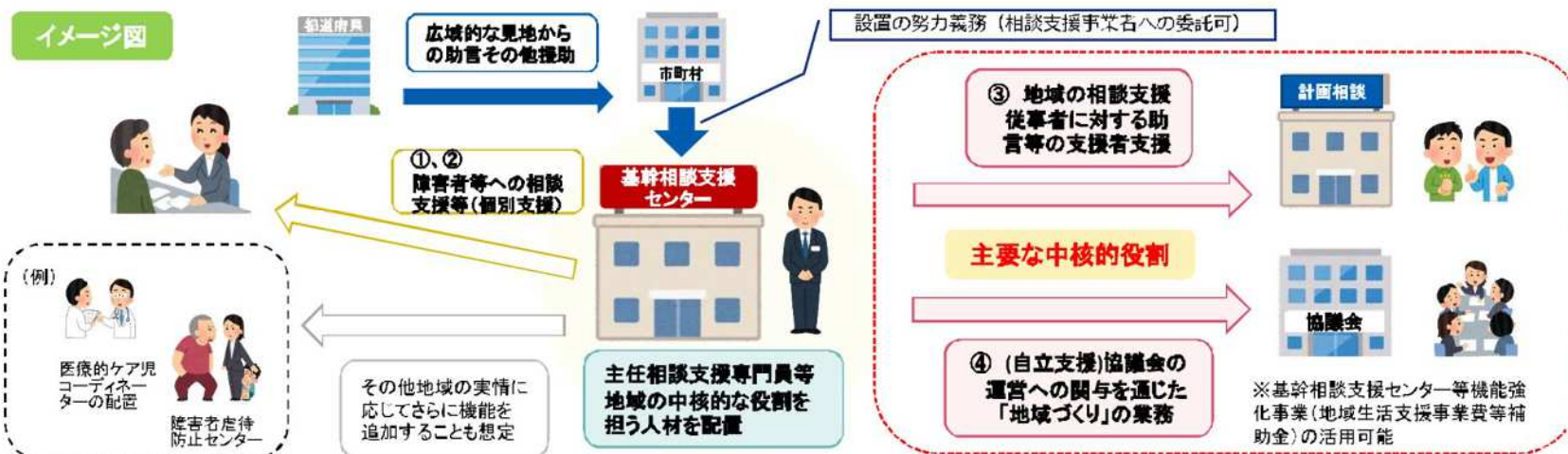
基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

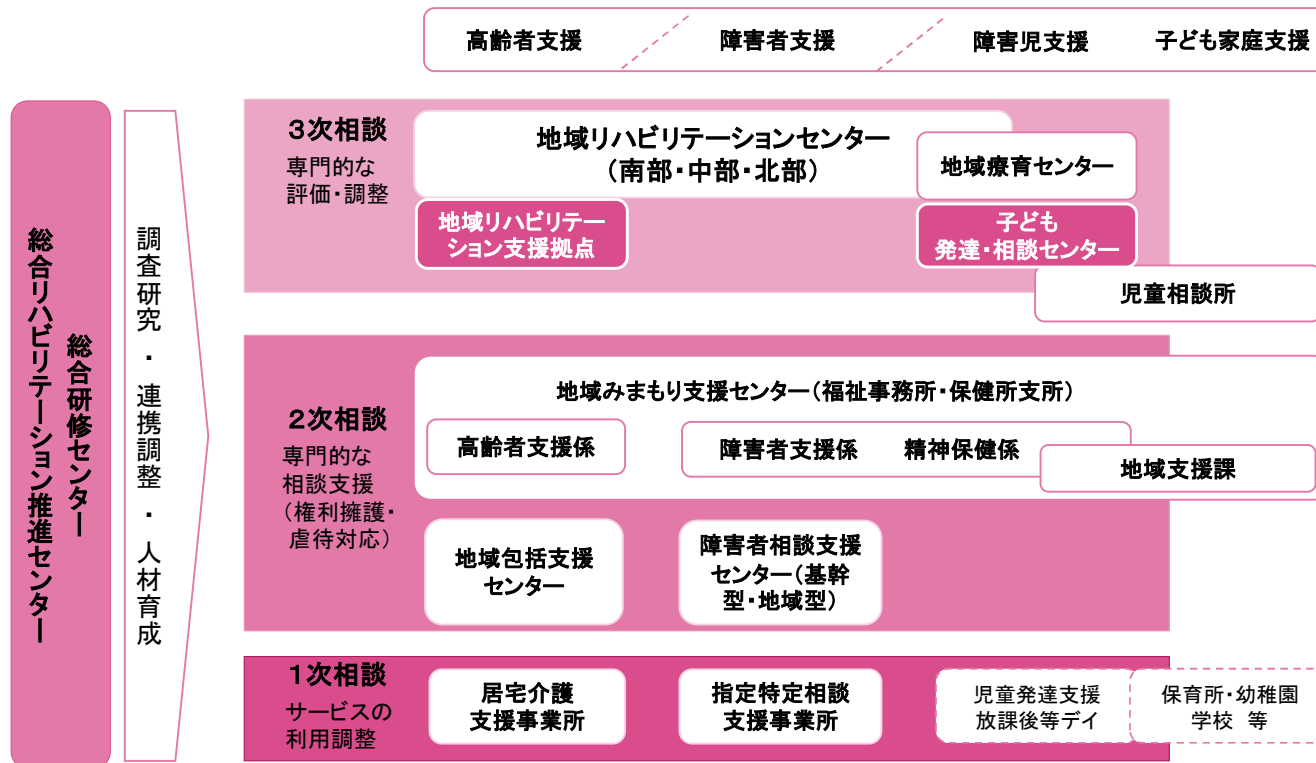
- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

③④が主要な
「中核的な役割」



川崎市
総合リハビリテーション推進センター
地域リハビリテーションセンター
について

川崎市が目指す重層的な相談支援体制



総合リハビリテーション推進センターの機能

総合リハビリテーション推進センター

調査研究機能

関連施策や先進事例の情報を収集するとともに、本市における支援のあり方を検討

連携調整機能

調査研究の成果を踏まえ、市内の施設・事業所間の連携強化に向けた助言・支援を実施

人材育成機能

相談支援従事者（ケアマジャー等）や介護職員等に対して、専門的な研修を実施

連携しながら課題整理、対応策の検討

サービスの質の向上やネットワーク化を推進

地域リハビリテーションセンター

個別支援機能

高齢者・障害者・障害児等に対し、専門的な相談・評価・判定等の実施しながら、適切なサービス利用等を支援

機関支援機能

高齢者・障害者・障害児等が利用する施設・サービス事業者等に対し、ケアの方法や運営ノウハウ等について助言

地域支援機能

個別支援や機関支援を通して把握した課題を踏まえ、地域情報の集約や連携ツールの作成、人材育成等を実施

川崎市地域自立支援協議会について

令和3年度以降の川崎市地域自立支援協議会の体制について

1 現状

- 各区と市に協議会を設置している。
- 区協議会は、個別の支援から抽出された地域課題の共有や、解決に向けた協議などを行っている。
- 市協議会は、全市的に検討すべき課題について、必要に応じて専門部会を設置するなどして検討している。また、市に対してノーマライゼーションプラン策定に向けた意見提出等を行っている。

2 課題

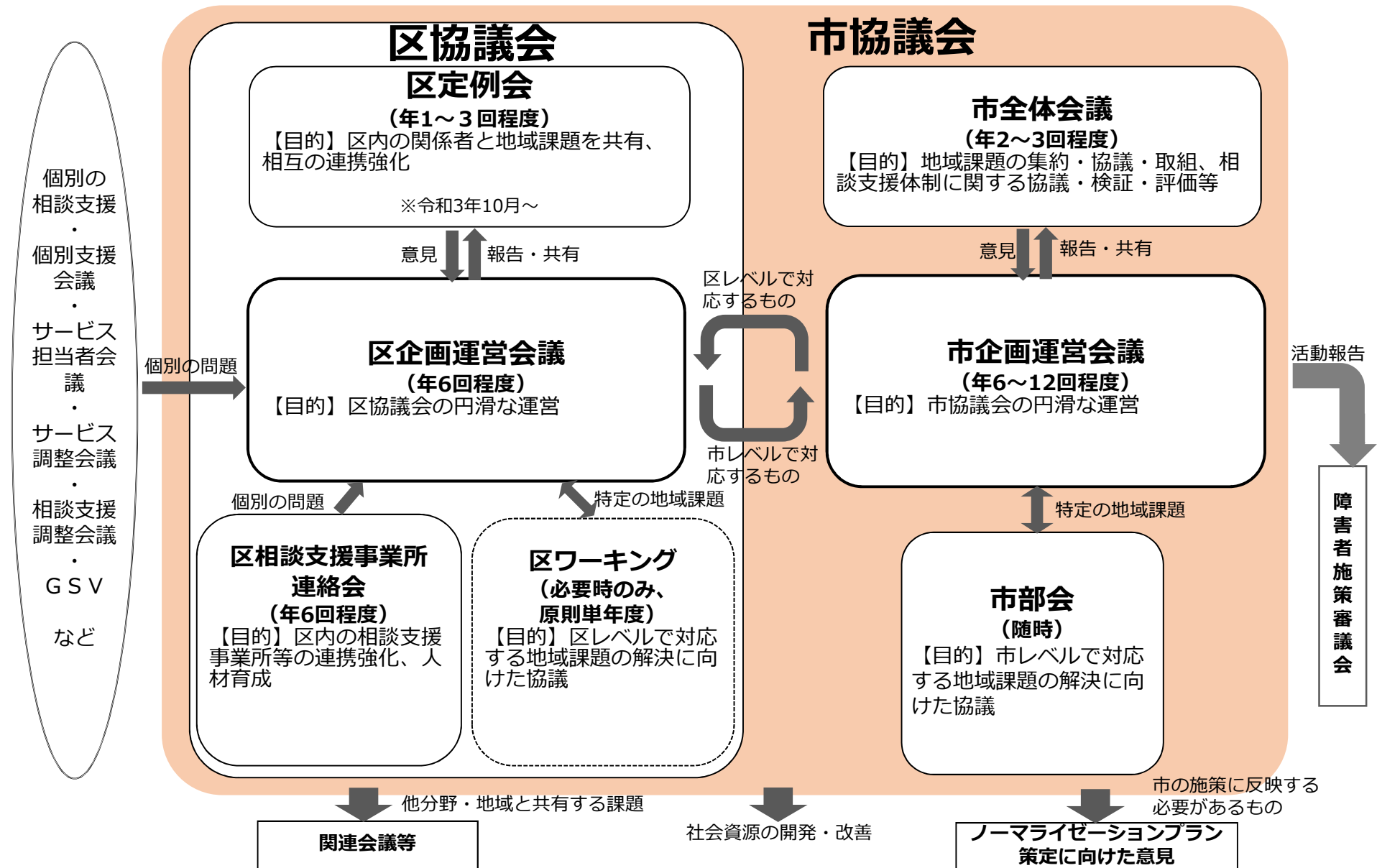
- 障害者への支援体制の整備に向けた取組を、引き続き進めていく必要がある。
- 地域課題の解決に向けた取組を進めていく必要がある。
- 相談支援従事者の積極的な参画を促し、質の向上を図る必要がある。
- 相談支援体制の検証・評価を行い、必要な見直しを図っていく必要がある。

3 今後の方向性

相談支援体制の整備に合わせて、自立支援協議会の本来の趣旨に合わせた体制へ見直していく。

- 個別の相談支援から地域課題を設定し、地域の関係機関と連携して解決を図る。
- 定期的に相談支援体制（計画相談支援・地域相談支援センター・基幹相談支援センター等）の検証・評価を行う。
- 施策に反映する必要があるものについては、ノーマライゼーションプラン策定に向けた意見を取りまとめ、市に提出する。

令和3年度以降の川崎市地域自立支援協議会の体制



今後の方向性について

相談支援における機関連携・人材育成に向けた取組について

相談支援体制の現状

- 相談件数が非常に多く、余力がない
- 経験の浅い職員が多く、関係機関との円滑な連携が難しい
- 経験のある職員が少なく、バックアップ体制をつくれない

地域自立支援協議会の課題

- 協議会を通じて何をどのように解決していくのかイメージが持てていない
 - 個別事例から地域課題の検討に至らない
 - 実効性のある人材育成の取組とはなっていない
- ⇒ 協議会が形骸化



- 協議会における**個別事例を通じた地域課題の検討**を促進することにより、障害者の地域の支援体制の整備を推進していくことが必要
- 地域課題を抽出するための議論の場を再整備
(事例検討の手法の再構築、個別事例の支援内容の検証等)

※機関連携や人材育成のあり方についても、併せて再構築

関係機関説明における主な意見・課題

会議：区課長会議・係長連絡会・相談支援調整会議、3リハ会議、基幹会議

期間：R5.9.27からR5.11.14

地域包括ケア推進室

- 協議会 ⇒地域課題の抽出ができない（リハ・基幹が交通整理できていない）
指定特定からの地域課題が上がらない
市からのフィードバックがない（市協議会のあり方）
- 委託C ⇒セルフプラン作成支援のため、再編前と業務内容は変わっていない
職員の欠員、スキル・経験不足
指定特定との伴走支援、後方支援がうまくいかない（計画相談）

総合リハビリテーション推進センター

- 3リハ ⇒業務整理ができていない、リハ職員の人材育成ができていない
区役所の会議において役割が果たせていない
地域課題を把握・整理できない、施策に繋がられない
- 人材育成 ⇒合同連絡会が研修の場になってしまっている（あり方の見直し）
（研修） 各区で行っている研修等を市で一括管理してほしい（重複している）
本市の相談支援従事者の人材育成のあり方を考えてほしい
（包括的相談支援従事者研修）

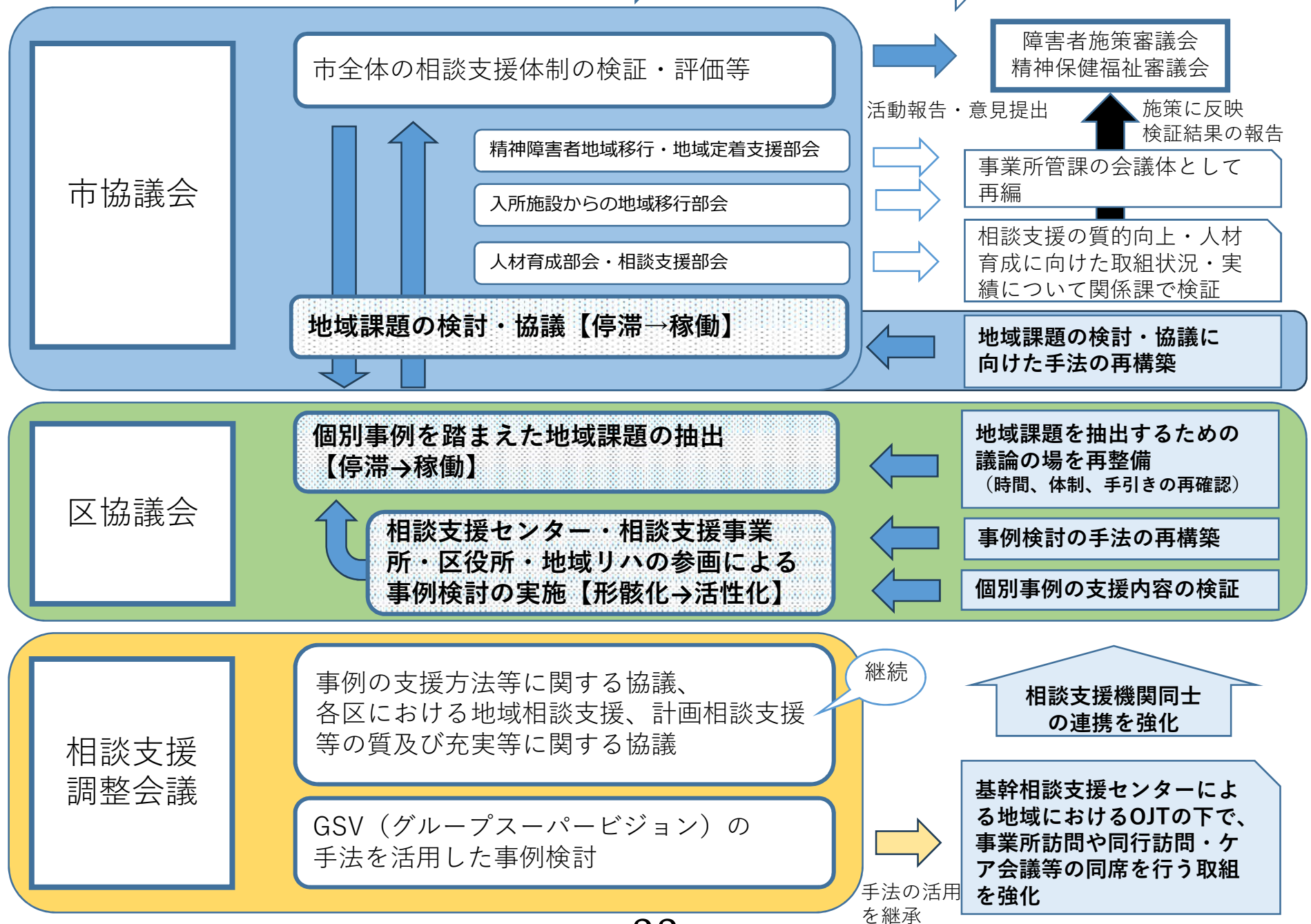
障害保健福祉部

- 指定特定 ⇒ 受け入れ先が見つからないため市でリストを作成してほしい
区役所職員の意識を変える必要がある（計画相談は本来つけるもの）
モニタリングのタイミング等、他都市のように柔軟に対応してほしい
加算内容を見直してほしい（市単要件緩和、新たな加算の創設）
加算情報等、事業所向けの情報発信をしてほしい
セルフプラン作成支援に対する弊害が出ている
- 障害児 ⇒ 児童の相談が増えている
児童の事業所は、横のつながりがなく、情報が入らない。
児童通所支援の支給決定を見直してほしい（最初から月23日認定可）
セルフプランありきとなっている、児から者への移行時に問題が生じている
障害児に関する検討・協議の場がない
課題を吸い上げられていない
- サ調 ⇒ 会議が長時間になっている、書類が多い、訓練等給付の件数が非常に多い
区で判断できるものは会議にあげない等、会議運営の見直しが必要
- 区役所 ⇒ 業務のあり方の見直しが必要
業務量が多い、人手不足、人材育成ができていない
支給決定がメインとなっており、相談支援をやる余裕がない
区が関わる本庁所管課が複数あり、少しずつ業務が増やされ負担が増える
業務量の軽減について、各所管課で検討してほしい
- 社会資源 ⇒ ヘルパー（精神、家事援助）不足が深刻
他都市と比較し、報酬が安いいため川崎市に参入しない（GHや移動支援）
各法人の考え方により、相談支援部門を閉めるという動きが出ている
（儲からないから指定特定はやらない）

令和6年度以降の方向性

新たな自立支援協議会の
検討・協議の流れ

現行部会の
再編



協議会における組織役割イメージ

区協議会

市協議会

区役所高齢・障害課 / 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当

地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所、在宅支援室

個別の相談支援・個別支援会議、相談支援調整会議、サービス調整会議、協議会、事例検討会等を通じて、**相談支援の現場における課題を明らかにする。**（①個別課題、②地域・連携課題、③市の政策的課題）

課題整理

人材育成
連携の仕組みづくり

基幹相談支援センター

【地域におけるOJT（事業所訪問、同行訪問、ケア会議同席等）の役割】

個別の相談支援・個別支援会議、相談支援調整会議、サービス調整会議、協議会、事例検討会等を通じて明らかになった**現場の課題を吸い上げ、内容を精査し、課題を整理する。**

（①個別課題、②地域・連携課題）

総合リハビリテーション推進センター/地域リハビリテーションセンター（地域支援室）

【地域の相談支援体制の課題に対応する役割・相談支援提供体制を整備する役割】

連携調整の中から把握した障害者支援の現場における課題について、現状把握や要因分析を行う。人材育成や連携ツール作成等の取組み（②地域・連携課題）を行うとともに、本庁（健康福祉局等）と協議・検討する。（③市の政策的課題）

施策見直し
創設等

協議

本庁（健康福祉局等）

区協議会からの課題や解決案の報告・提案（③市の政策的課題）に対して、総合リハ / 地域リハと協議しながら、施策の見直しや創設等の政策的対応を行う。（事業所管課による制度・運用見直し等）

区地域自立支援協議会報告

中原区	
①区協議会の現状・課題	当区協議会では、時々テーマを設けて企画運営会議・定例会・相談支援事業所連絡会を実施してきましたが、特に相談支援センターの再編以降、協議会に求められている「個別の相談支援における問題から地域課題を抽出し、その解決に向けた協議を行う」ことについて、現状、具体的な取組に至っていないという課題がありました。
②区協議会の活性化に向けて	上記課題の解決等のため、現在、次の取組の実践を通じて、区協議会の活性化を図っています。 「協議会運営の手引き」の再確認を行った上で、スクリーニングシート表に基づく課題抽出までのプロセスの理解を深めるため、区相談支援調整会議で検討したGSV等の事例を通じて、スクリーニングシート表の作成（練習）を実践しました。 - これまで実施してきた協議会での取組の中で、各相談支援事業所から挙げられることの多かった「児童から成人への移行期」や「障害福祉サービスから介護保険等の高齢者福祉サービスへの移行期」等の移行期における支援がスムーズに進まないことへの課題について、その解決に向けた取組を検討することを目的として、企画運営会議の中で『移行期支援班』として別途活動を進めていくことにしました。 （１）児童から成人への移行期支援時における地域課題解決のため、当区にある中原支援学校（定例会に当学校の職員が参加されている。）との連携を通じて、学校での移行期支援の円滑な実施や支援機関とのスムーズな連携を行えるようにしていくことを目的とした「学校de移行ワーキング」を設置しました。 → 困り感（課題）等の共有を目的とした中原支援学校教職員等との座談会を、令和6年10月21日（知的担当）、令和7年1月又は2月（身体担当）に実施予定です。 （２）障害福祉サービス（成人）から介護保険等の高齢者福祉サービス（高齢者）への移行期における地域課題解決のため、障害者の支援機関と高齢者の支援機関（包括支援センター、ケアマネ事業所等）が、それぞれの支援方針や手法を理解し合うこと等を通じて、当該移行期の支援をスムーズに行えるようにしていくことを目的とした「中原 The団塊 ワーキング」を設置しました。 → 令和6年9月に開催の中原区ケアマネ連絡会に参加し、上記主旨を説明。今後、包括支援センター連絡会にも参加し当該主旨を説明の上、障害者支援、高齢者支援双方の制度をお互いに学び合う機会の設定を調整していく予定です。 - これまで実施してきた協議会での取組の中で、各相談支援機関からいただいたアンケート等において、各相談支援機関から示された様々な困りごとについて、分類ごとの整理、課題抽出方法の整理等を集中的に行うことを目的として、企画運営会議の中で『課題整理班』として別途活動を進めていくことにしました。 ⇒ 令和6年9月24日に実施の定例会において、上記分類ごとに整理した課題のうち「本人・家族に関する支援方法」、「人的資源（マンパワー）に関する支援方針」について、グループワークを通じて共感意見や類似事例を出してもらい、個別の相談支援事例から課題の抽出を行いました。今後、企画運営会議の中で課題の整理を行った上で、解決方法を別途検討していきます。

川崎市基幹相談支援センター報告

	南部基幹	中部基幹	北部基幹
①各エリアの現状・課題 ※地域の実情をどのように捉えているか。	【協議会の現状】 〈川崎区〉 ・「市民がGHの情報を知ることができるようになるワーキング」 ご利用者が将来の住まいを選択していく場面で、選択肢の情報や体験の機会が少なくイメージが持ちにくい。支援者も意思形成・意思決定支援を進めにくい、という問題に対して、誰もが気軽に情報にアクセスできるような仕組みについて、情報収集や検討を目的としてワーキングを立ち上げた。 〈幸区〉 ・「ヘルパーの不足に関するワーキング」 居宅介護の利用調整の際に依頼を断られることが多くある。住み慣れた地域で暮らしていくために、必要な時に必要な支援を受けられる環境が整わない、という問題に対して、サービス事業所の実情を知り問題解決の糸口を探ることを目的として、ワーキングを立ち上げた。 【課題】 ・個別の問題から地域課題を抽出、整理して取組を検討するまでに時間を要しているため、単年度で取組める課題は限られる。現状の把握、課題抽出のプロセスや整理の方法、ワーキングの設置運営、相談支援事業所連絡会や定例会などの場の活用等、区協議会全体の流れや進め方について、改めて見直しし整理していく。	＜区協議会現状＞ ○宮前区地域自立支援協議会 [包括的相談支援ワーキング] 制度の狭間にある方や複雑化・複合化する世帯に対して、障害者の支援体制だけでは対応が困難という課題。児童・障害・高齢分野の相談専門職がお互いの制度を理解し、互いに顔の見える関係性を築くことで、地域住民が住み慣れた地域で生活を送り、切れ目のない重層的な連携した支援を目指すことを目的に、地域包括支援センターとの交流会を実施。地域の実情に合わせてより効果的な取組みの検討が行えるよう、地域相談支援センター担当エリアごとに、そのエリアを担当する地域包括支援センターと地域課題等について意見・情報交換、今後の連携について協議。 ○高津区地域自立支援協議会 [情報共有ワーキング～令和5年度] 相談支援にて社会資源（フォーマル・インフォーマル）の調整や活用が必要だが、必要な時に必要な情報をリアルタイムに得ることが出来ず、結果的に当事者に不利益が生じているという課題。個々の相談支援専門員の限界性を補完していくことを目的に、地域の関係者ともリアルな情報を共有し、必要な情報にアクセス出来る情報管理システムとネットワークの構築について検討。多くの事業所が登録できるようメール・ングリストでの情報交換・共有での運用を開始。相談支援事業所連絡会や事業所訪問等で主旨、目的の説明を行い、現在22事業所が参加している。 ＜課題＞ ・個別の問題→地域課題抽出という流れはできているが、ワーキングを設置して取り組むまで時間を要している。また複数の課題を取り組む余力がない（他機関等との協働体制が希薄）。 ・個別の相談支援に関する問題を提出する場が主として区地域自立支援協議会企画運営会議となっている。	《区協議会現状》 ○多摩区地域自立支援協議会 「家事援助ワーキング」令和5年度～ 自立能力を高める支援としての家事援助を行う居宅介護事業所が少ないため、「ヘルパーが障害者の特性を理解し、利用者の自立に向けた支援を展開できるようにする」ことを目標としてワーキングを設置。 ○麻生区地域自立支援協議会 「グループホームワーキング」令和4年度～ 麻生区はグループホームの数が少なく、住み慣れた地域でのホーム利用を希望しても他区や他市のホームを利用している利用者がいるため、ホームの体制把握、円滑な利用につなげる活動を行うため、グループホームワーキングを設置した。 「居宅介護ワーキング」令和6年度～ 居宅介護利用希望者がヘルパー不足やヘルパーが対応できないことを理由に利用を断られることがあることから、居宅介護事業所と当事者双方に理解を深め、自立支援としての居宅介護利用をすすめるため、居宅介護ワーキングを立ち上げた。 《課題》 ワーキングとして取り組んでいる以外にも課題は積みあがっているが、年度内にワーキングとして取り組めるものには限度があり、他の課題に対応できていない。ワーキングメンバーは主に区協議会企画運営会議構成員が担っており、地域の関係機関や当事者との連携が不十分となっている。課題整理の手法が確立されていないため、課題検討する場が主に企画運営会議となっている。
②地域の活性化に向けて ※専門機関としての 関わり方や役割	課題抽出から取組みまでの流れの確立： ・個別の問題→地域課題の抽出→取組手法の整理→ワーキング設置等の流れがスムーズに行えるよう、具体的な手法や進め方について各区企画運営会議内で再検討、整理を行う。 ・既存の会議や日ごろの支援の場面を活用し、相談支援の現場の声から個別の問題・課題を抽出するための具体的な仕組みづくり。 上記をふまえて、区ごとの実情に合わせた協議会運営の工夫、南部エリアの地域相談支援センターや地域リハビリテーションセンター、他分野の支援機関、行政等との協働、地域との繋がりを意識した活動を進めていく。	・個別の問題→地域課題への普遍化 普遍化作業の精度をあげ、地域課題を効率的に取り組むための整理 ・課題に即したメンバーによる協議 課題に関係が深い当事者、関係機関など選出し、協議・検討する場の設定 ・地域課題に取り組むプロセス PDCAサイクルの視点で計画的に課題に取り組めるような関わり ・個別の問題・課題提言の場の確保 サービス担当者会議、相談支援調整会議、個別相談、事例検討会等、相談支援のあらゆる場面で感じた個別の問題・課題について提言できる仕組みの具現化 以上がうまく機能するよう、日頃より様々な領域機関との連携強化、地域とのつながりを意識した活動を行う。	・相談支援における個別の問題から地域の課題を検討、ワーキングの活動として取り組む流れの確立。 ・ワーキングとして取り扱わなかった課題について、定例会等にて地域の関係機関と共有できる仕組みづくり。 ・地域の関係機関や当事者と協働できるような取り組みの推進。 ・他機関で行っている地域づくりとの協働やその仕組みづくり。 以上の取り組みを、分野を問わず関係機関や行政等と連携し、進めていきたい。

障害分野における地域づくり検討会議について

1 取組の背景

＜国の方針＞

協議会を通じた「地域づくり」にとっては「個から地域へ」の取組が重要と位置づけ（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

→ 地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化について示される。

＜本市の検討経過＞

第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版を策定する経過の中で、相談支援体制の現状や自立支援協議会の課題を踏まえ、**個別事例を通じた地域課題の検討を促進**することにより、地域の支援体制の整備を推進していくと整理。

→ 地域づくりについて検討する議論の場を整備する方向性を示すとともに、その中核を担う総合リハ、地域リハビリテーションセンター、基幹相談支援センター等が共同で協議する場を設けることとする（**地域づくり検討会議の立ち上げ**）。

2 目的

個別ケースから地域の問題を明らかにし、地域の**課題の解決に向けた協議や取組みを行うための一連の流れを理解するとともに、求められる役割の共通認識を得る**機会とする。

3 会議概要

＜頻度＞ 毎月 1 回（第 1 月曜日 15 時～16 時 30 分）

※ 4 月～11 月まで実施

＜方法＞ 対面

＜場所＞ 各地域で順番に開催

＜メンバー＞ 3 地域支援室（自立支援協議会担当）

3 基幹相談支援センター（自立支援協議会担当）

3 在宅支援室（自立支援協議会担当）

総合リハ企画・連携推進課（事務局）

地域包括ケア推進室

＜手法＞ ① 各地域単位で事前に打ち合わせを実施し、個別の事例または地域での取組を選出。
② 検討会議当日はメンバー全員で個別の事例または地域での取組の確認、検討を行う。
③ 検討の結果、共通認識が得られたポイント（エッセンス）を抽出する。

障害分野における地域づくり検討会議について

4 取組内容

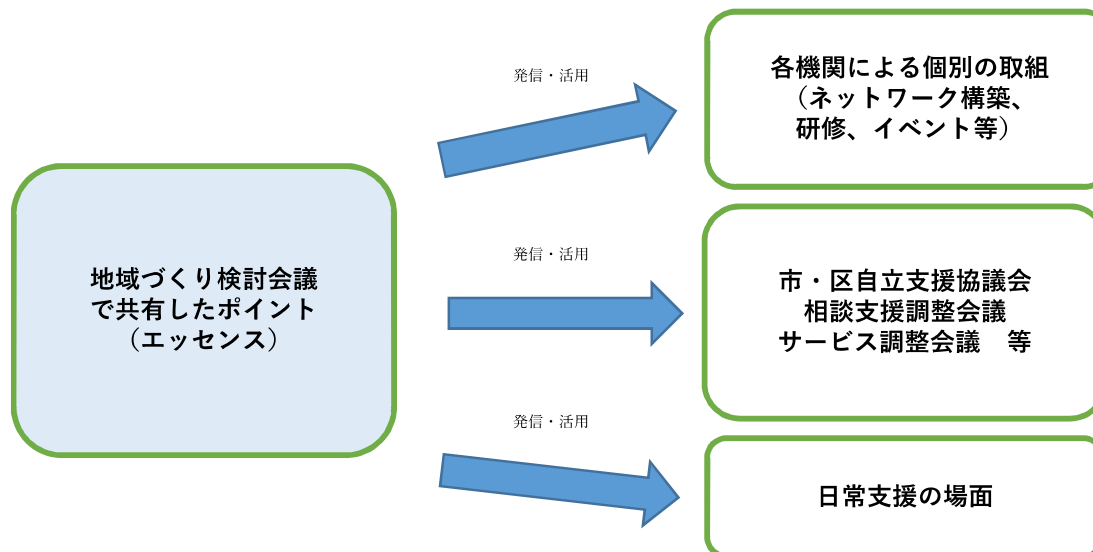
《取組内容のイメージ》

- 個別ニーズの受け止め
- 地域課題の抽出
- 課題の整理
- 各地域での展開

協議会等の場面を中心に、地域づくりにおける**姿勢や考え方、専門機関としての関わり方や役割等**について共通認識が得られたポイント（エッセンス）を記述し、まとめとして整理することにより、共通理解を持ちながら各自・各機関がそれぞれのフィールドで発信・展開していく。

《地域づくり検討会議の機能、役割について》

地域づくり検討会議で共有した地域づくりに必要なポイント（エッセンス）について、市・区協議会をはじめとして、各機関による個別の取組や日常支援の場面でも発信・活用することによって地域を活性化させていく（※下図はイメージ）



障害分野における地域づくり検討会議について

5 開催経過 ※各回の詳細については別紙の「まとめ」参照

≪第1回（4月）≫

本検討会議立ち上げの経過や目的、メンバー、手法等について共有するオリエンテーションを実施。

≪第2回（6月）、第3回（7月）≫

各エリアの3機関で事前に打ち合わせを実施し、提出済みの地域課題スクリーニング表の検討を行った（ひきこもり支援や事業所不足等の3事例）。結果、スクリーニング表作成に係る課題に加えて、市・区協議会が抱えている課題や、現場の体制が逼迫しており地域づくりに注力できない課題等があげられた。その中でも、活性化に向けたアイデアや取組の工夫を共有した（例：市と区の協議会のキャッチボールについて、双方向のやり取りを仕組みとして位置付ける）。

≪第4回（8月）≫

北部エリアの3機関で事前に打ち合わせを実施し、麻生区自立支援協議会で取り組んでいるグループホームワーキングの事例を素材として、取組経過を共有しながら、各地域での実践や地域特性についての情報交換、参加者が減少傾向にあることや運営主体を事業所へ移行する際の留意点等について意見交換を行うとともに、今後の展開に向けたアイデア提案や地域づくりに大切な視点やポイントについて共有した（例：障害福祉施設事業協会のグループホーム分科会等とジョイントする）。

≪第5回（9月）≫

南部エリアの3機関で事前に打ち合わせを実施し、地域づくりにおける「後方支援の在り方」をテーマとして、「南部3機関連絡会でできること」等について、各地域での事業所支援、支援者支援の取組について共有するとともに、相談しやすい場面の設定、専門機関の関わり方等について共通認識を図りながら、後方支援を通じて地域の機関と更につながるためのアイデア提案等も行った（例：事例検討を行う際に助言者の役割に留まらず、他のエリアでは提出者として参加する）。

≪第6回（10月）≫

中部エリアの3機関で事前に打ち合わせを実施し、「PDCA サイクルによる地域づくりの事例」をテーマに、「自立支援協議会をPDCA サイクルに置き換えて考えてみる」等について、目標設定やCheck（評価、検証）、Act（改善、修正）の重要性、他分野における地域づくりの取組と連携する大切さを再確認するとともに、円滑な取組に必要な機能等に対する提案も行った（例：Check、Actの取組を強化するために、方向性の助言や軌道修正を行うSVの機能を別に設ける）。



全6回の開催を踏まえ、地域づくりにおける**姿勢や考え方、専門機関としての関わり方や役割**等について共通認識が得られたポイント（エッセンス）を11月にまとめとして整理し、各会議体や日常支援の場面等で発信・展開していく。

1 第2回開催概要

- ・実施日 令和6年6月3日（月）15時～16時30分
- ・場所 高津区役所5階第3会議室
- ・出席者 別紙出席者名簿のとおり（事務局 企画・連携推進課 塚田、原 地域包括ケア推進室 新橋）
- ・内容 中部基幹相談支援センター、中部在宅支援室、中部地域支援室で事前に打ち合わせを実施し、地域課題スクリーニング表を作成するとともに、作成に際してのポイントや留意点等について提案を行い、全体でディスカッションを行った。
- ・検討結果
 - ①本日のディスカッション経過を踏まえ、地域課題スクリーニング表作成に際してのポイントや留意点、自立支援協議会を運営する上で合わせておくべき目線等について事務局で一度整理する。
 - ②7月の検討会議では整理した内容を全体で確認しながら意識合わせを行い、8月以降のスクリーニング表作成や課題整理の標準化、区協議会での実践に向けた検討に活用する。

2 当日のご意見（一部抜粋）

主なご意見

- スクリーニング表の情報が少ないと推測部分が多くなってしまうため、書き方や記載内容のポイント等の整理が必要
 - スクリーニング表提出のハードルを下げるため情報が少なくてもよいという考え方もある
 - エコマップ等を活用して情報量をカバーする方法もある
- 誰がどんなことに困っているのか等の記載があるとよい
 - 本人、家族、支援者の視点等から記載できるとよい
- スクリーニング表（1）Cは個別支援から見える問題を記載し、d以降に徐々に一般化させていくイメージ。
- 記載例の量・内容に引っ張られている印象。“あるべき姿と現状のギャップ”では書きにくくなるが、“困っていること”であれば記載できる。
- 分からなくなったら手引きを見返している。書きにくさは理解できるが、様式の変更は現場が混乱してしまうので慎重に検討する必要がある。
- 現行の手引き(ver3)以前は地域課題提出票があったが、大変さもあり現行の様式となった等の経過の共有も目線合わせには必要。
- 区協議会で整理し、市の課題として提出したその後の経過が共有されていないことも取り組みにくい背景にはある。
- スクリーニング表は協議会に出ている多くの構成員から出してもらうもので、これを一般化するのは区企画運営会議での作業であると考え
- スクリーニング表のみでなく、サ調に出てくる事例から課題を拾うこともできるのではないか
- 検討会議で協議したスクリーニング表を見本としてその後の取り組み結果も載せた形で2～3案、成果として作成できるとよいのではないか。
- エリアで検討を始めたので、資料のような意見が出てきたのでまずは各エリアで検討を進めたほうがよいのではないか
- ポイントや留意点が整理されれば、各エリアごとに1事例ずつ持ち寄ってグループごとに違うエリアの事例を使って一般化や取組の検討をする方式も可能ではないか。

1 第3回開催概要

- ・実施日等 令和6年7月1日（月）15時～17時（多摩区役所11階1101会議室）
- ・出席者 別紙出席者名簿のとおり（事務局 企画・連携推進課 塚田、原 地域包括ケア推進室 新橋）
- ・内容 地域課題スクリーニング表作成に際してのポイントや留意点を事務局において一度整理を行った。並行して、事前に北部、南部各エリアにおいて第2回会議を踏まえた検討を行った。検討会当日はそれらを総合したディスカッションを行った。
- ・検討結果 ①本検討会議の目的に立ち返り、今後は一度課題が整理された事例を改めて取り上げ、各エリアでの検討を行う（8月は北部担当）。
②8月は事例を題材にグループディスカッションを実施し、地域課題解決に向けたポイント（エッセンス）を抽出し全体で共有する。

2 当日のご意見（一部抜粋）

主なご意見（※資料に記載された内容を除く）

- 事務局作成の「地域課題を抽出するためのポイント・留意点（案）」は過去の自立支援協議会の手引き等や第2回検討会議の議論を踏まえて作成。今後は第3回検討会議の議論も踏まえて厚みを持たせていきたい（※スクリーニング表に限らず広く協議会への関わり方等も含めていく）。
- 地域課題の抽出について、平場の場面を設けながら多角的な視点やスピード感を持って取り組めると課題解決につながると感じるが、いつ・どこで・どのようなメンバーで取り組めるのか検討が必要。
→ 川崎区では企画運営会議の中から更に人数を絞り込んで検討している。
- 経過を踏まえて作成されたスクリーニング表ではあるが、提出しやすくするためA4一枚程度に簡素化することも検討してよいのでは（ただし、エビデンスが薄れないよう注意は必要）。
- 区協議会の中で地域課題に取り組むことに限界を感じる。区協議会と市協議会のキャッチボールが必要。例えば偶数月は区協議会からの意見提出、奇数月は市協議会からのフィードバックに充てる等、双方向のやり取りができれば課題抽出のハードルも下がると思う。
→ 市協議会について、課題一覧表の活用や市企画運営会議における共通項目の整理等も含めて検討中。課題の濃度も大事にしていきたい。
- 区協議会企画運営会議は、事業所連絡会や定例会等年間スケジュールの中で取り組むことの整理で手一杯。運営のスリム化が必要。問題は多く見えているが、取り組むと更に忙しくなるため、ゴール設定が可能な課題に焦点化している実態もある。
→ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の中で課題としてあがっている内容は既に議論として整理されたものと捉えれば、その課題に沿った取組を検討することも方法の一つ。
- スクリーニング表作成も教えられる人がおらず、土台がないと書けないため難易度が高い。研修等の機会が必要。
→ 地域課題の抽出は本庁でも施策形成に必要と求められている。この会議で知恵を出し合い、現場に伝えられるスキルを磨いてほしい。
- 協議会とは相談支援従事者が困りごとを相談でき、支えられる場でもあるため本来その活動は楽しいものであるはず。協議会の活動が支障になっているのならシンプルな形にできるとよい。
- 区協議会が抱える課題が多く出されたが、本検討会議の目的は区協議会の見直しではなく、地域課題の解決に向けて求められる役割の共通認識を得ることにある（ただし、この検討経過は必要なプロセスとも捉える）。
- 委託の相談支援センターとして、地域課題の解決に取り組んでいけるよう意識改革を行っていきたい。

1 第4回開催概要

- ・実施日等 令和6年8月5日（月）15時～16時45分（市役所本庁舎復元棟101会議室）
- ・出席者 別紙出席者名簿のとおり（事務局 企画・連携推進課 原 地域包括ケア推進室 新橋）
- ・内容 地域づくり検討会議の目的、機能、役割について事務局から改めて説明を行った。その後、北部地域から提出された事例を題材に、グループディスカッションを実施し、地域の機関との関わり方やつながり作り、その中での専門機関としての役割等、広く意見交換を行った。
- ・検討結果 麻生区自立支援協議会で取り組んでいるグループホームワーキングの事例を素材として、取組経過を共有しながら、各地域での実践や地域特性についての情報交換、解決に向けた方向性や新たな課題についての検討、今後の展開に向けたアイデア提案を行うとともに、地域づくりに大切な視点やポイントについて共有した。

2 当日のご意見（一部抜粋）

主なご意見（※資料に記載された内容を除く）

- 地域づくりは専門機関の本来業務と位置付けられる。検討会議ではスクリーニング表の検討に留まらず、各会議体や日常支援の場面で発信・活用できる地域づくりのポイント（エッセンス）を抽出し、全体の共通認識としてまとめていきたい。
- 住む場所が選べない問題はグループホームに限らず、入所施設やショートステイ等の様々な場面でも生じている。
- 事業所が何に困っているのかニーズを見極めることが重要。運営面なのか、支援のスキルなのか、困りごとに寄り添った対応が必要。支援のスキルに困っているのであれば、これまでもデリバリー研修や専門相談等のアプローチで対応してきた。
 - 地域づくりにおいては広い視野を持ちながら多角的な視点でニーズを見極めていくことが大切。
 - 福祉分野だけで課題解決に取り組むのは困難であるため、地域を巻き込みながら取組を展開していくことも大切。
- エリアにグループホームが多いことは強みであり、既存の社会資源を活かしている。他エリアとの比較や連携によって展開も広がっていく。
 - 環境が持つストレングスを把握し、活用した取組が大切。
- 他区では市民がグループホームの情報にアクセスしやすくなる情報共有の仕組み作りに取り組んでいる区もある。また、掲示板を活用した情報共有の仕組み作りもあるが、維持管理の面で課題が残っている。グループホーム連絡会でも仕組みを利用する側から主体に移行するには徐々に移行する等の配慮が必要（例：時間を1年かけて移行する、共通テーマでの情報交換がしやすい障害種別ごとに再編する等）。
 - 連絡会は手法の一つであり、取組を見直す際にはこれまでの成果を分析し、課題を整理した上で展開を検討することが大切。
- グループホームは設置法人の方針、対応する障害種別等、様々な特性、特色がある（横のつながりを求めているのかも含めて）。現場ではニーズとサービス提供者とのマッチングがうまくいっていない実感がある。それらも含めてグループホームの実態調査に取り組んでもよい。
- 通所や入所の施設と比較して繋がりが少ないのであれば、障害福祉施設事業協会のグループホーム分科会等とジョイントすることも方法の一つ。
 - 既存の社会資源と連携しながら活用する等の取組を検討することが大切。
- 令和6年度報酬改定で新設されたグループホームの地域連携推進会議等の取組と連動させることも考えられる。
 - 国の動向等を注視し、新たな施策や報酬等の取組と連動できる展開を検討することが大切。
- ニーズの把握や取組の方向性を検討する際にはノーマライゼーションプラン等の計画との整合性を図りながら検討することが大切。

1 第5回開催概要

- ・実施日 令和6年9月2日（月）15時～16時30分（高津区役所5階第2会議室）
- ・出席者 別紙出席者名簿のとおり（事務局 企画・連携推進課 原 地域包括ケア推進室 新橋）
- ・内容 南部基幹相談支援センター、南部在宅支援室、南部地域支援室で事前に打ち合わせを実施し、当日のテーマを地域づくりにおける「後方支援の在り方」をテーマとした。グループワークでは「南部3機関連絡会でできること」等について、それぞれの地域の取組の共有と意見交換など行い具体的な手法（アイデア）や取組に関するディスカッションを行った。
- ・検討結果 各地域での事業所支援、支援者支援の取組について共有するとともに、相談しやすい場面の設定、専門機関の関わり方等について共通認識を図りながら、後方支援を通じて地域の機関と更につながるためのアイデア提案等も行った。

2 当日のご意見（一部抜粋）

主なご意見

- 中部基幹では区役所等の関係機関に対してアンケートを実施したが、基幹相談支援センターへ相談を持ち込むこと自体がハードルが高い等の結果が窺え、現状を知る機会となった。
→ 地域の機関から課題が整理されずに相談が持ち込まれることがあるが、その整理も含めて専門機関の役割と考えられる。
- 北部では相談支援事業所連絡会で年5回程度事例検討会を行っており、地域の機関とのつながりができるとともに、関係性をベースにしてその他の相談も入るようになってきている。また、中部では事業所向けに事業計画や基幹の役割・方針等を共有するようにしている。
→ 地域の機関とつながりを作るためには専門機関から出向いた上での広報活動が必要であり、それらを通じて相談につなげていくことが大切になる。また、各地域での取組について横展開も重要である。
- 中部基幹のふらっとCaféではケースの相談はもちろん、支援者の“少し話がしたい”等のニーズにも対応する等、一人職場の支援者でも利用しやすいよう配慮している。
→ 支援者支援の場面では見立て等に関する技術的な助言のほか、“これで良い”等の現状の支援を肯定される経験や、支援者の孤独感を和らげる関りも大切となり、それらの機会を保障していくことが重要である。
- 地域の機関が気軽に話ができ、相談の敷居が下がるよう相談支援事業所連絡会等の場面を活用している。
→ 事例検討を行う場合でも専門機関は助言者の役割に留まらず、例えば他のエリアの事例検討会に提出者として参加する等、柔軟に立場を変化させながら地域の機関に寄り添うことも方法の一つ。
- ケース相談に関する後方支援については、一次、二次、三次の相談支援体制をベースに、相談に至った背景を踏まえ、未整理な課題も含めて専門機関で整理し、支えられると良い。南中北で地域性はあるが、支援者が“相談して良かった”と思える等の成功体験を重ね、その後も専門機関に相談する流れを作ることが大切。なお、その際には後方支援が短期的、部分的である等の機能についても十分説明する必要があることに留意する。
- 事業所連絡会における他区での取組の共有等については市協議会企画運営会議が機能を担い、それらを各区に展開する流れを確立させることが必要である。
- ふらっとCaféの取組を踏まえ、サロン風の相談会を開催することも方法の一つ。

1 第6回開催概要

- ・実施日 令和6年10月7日（月）15時～16時30分（多摩区役所6階多摩防災センター事務局室）
- ・出席者 別紙出席者名簿のとおり（事務局 企画・連携推進課 原 地域包括ケア推進室 新橋）
- ・内容 中部基幹相談支援センター、中部在宅支援室、中部地域支援室で事前に打ち合わせを実施し、「PDCAサイクルによる地域づくりの事例」をテーマに、「自立支援協議会をPDCAサイクルに置き換えて考えてみる」等について、具体的な手法（アイデア）や取組に関するディスカッションを行った。
- ・検討結果 各地域におけるこれまでの協議会での取組を振り返り、目標設定やCheck（評価、検証）、Act（改善、修正）の重要性、他分野における地域づくりの取組と連携する大切さを再確認するとともに、進捗管理に関する工夫の共有も行いながら、円滑な取組に必要な機能等に対する提案も行った。

2 当日のご意見（一部抜粋）

主なご意見

- 地域診断が足りないと課題の優先順位を立てられないため**障害分野に限らず広くエリアの情報（地域福祉計画等）を知っておく必要性がある。**
- 多くの課題が上がってくる中で対応していると優先順位が分からなくなる時もあるが、**地域診断、地域特性の理解、地域の現状把握等、保健師が既に取り組んでいる障害分野に限らない地域づくりの取組から学び、**参考にしながら障害分野の課題を捉えていくこともできる。
- **Check（評価、検証）、Act（改善、修正）については運営側とは異なる外部の視点（SV等）を取り入れることが大切。**
→ 評価の場面は協議会が望ましい（例：川崎区の「市民がグループホームの情報を知ることが出来るようになるワーキング」での取組）。
- Actについては、目的と照らし合わせて取組の評価を行った上で、課題のレベルを区レベルと市レベルに整理することが必要。
- ワーキング設置計画書はPlan、Doの記載が主になっており、単年度の取組ということも相俟って終結に意識が向いてしまい、Check、Actの要素が弱い。取組をサイクルとして展開することができていないが、**Checkに意識的に取り組むことで、Actにも反映させていくことができる。**
- 地域の問題や取組の目的・目標をPDCAの記載とは別にすることで可視化され、当初の目的に立ち返ることができ、取組を振り返ることもできる。
- 地域課題の設定作業は区企画運営会議に関わっているメンバーに限られており、指定特定相談支援事業所等に取組は周知されておらず、**地域の関係機関を巻き込んでいくことも必要（効果的な委員の選出等）。**
- Check、Actのプロセスの中で市の課題として整理されることがあるが、改めて区取組として捉え直す視点は専門機関の役割と考えられる。
- 取組をPDCAに置くことで焦点の当て方や整理がスムーズになり、取組を精査できず修正もできないまま進行することを防止することができる。
- **Check、Actの取組を強化するために、方向性の助言や軌道修正を行うSVの機能が別にあるとよい。**
→ 協議会活性化に活用できる報償費等の予算措置を行っている。講師は内容等により選出も異なるため地ケア室も一緒に考えたい。
- **区役所地域支援課で取り組んでいる地域づくり等、他分野の取組についても情報収集し、地域診断等を活用できるとよい。**
- **市として共通の課題に取り組むことを目的に、各区共通のワーキングを立ち上げて進捗管理していく等も協議会活性化に向けた方法の一つ。**

川崎市地域リハビリテーションセンター(地域支援室)報告

	南部地域支援室	中部地域支援室	北部地域支援室
①各エリアの現状・課題 ※地域の実情をどのように捉えているか。	●支援対象者の傾向(個別支援) - 川崎区の依存症相談件数が多い - 世帯員全員が要支援や、家族の支援力が脆弱な世帯が多い - 転入者が多く、親族や頼れる地縁の無い単身者が多い - 外国籍の市民が多く、言葉や文化の違いによる対応が難しい ●社会資源 - 入所施設やグループホーム、ショートステイが少ない。川崎駅周辺に、就労系の事業所が集中している。 - 民間の精神科病院が1か所しかない。 ●関係機関との連携・ネットワーク - 民生委員や福祉分野に限らない地域との繋がりは、高齢分野に比して障害分野は薄い、人数や障害特性等、高齢と同様に進めることはすぐわず、工夫を要す。 - 開設4年目だが、南部リハセンターが地域に十分浸透していない - 医療介護福祉の相互理解、連携が不十分 - 児童分野では、エリア内は、田島支援学校・南部療育センター・南部児童相談所とそれぞれ1か所のみであるため、3次相談機関として引継ぎ等の連携は取りやすい。 ●人材育成 - 区役所障害担当職員が業務に追われ、地域づくりへ取り組み辛い。また、異動や少人数で事業を担当するため、様々な経験や知識が伝播、蓄積されにくい。	●支援対象者の傾向(個別支援) - 手帳所持者の割合が高い印象。社会資源を効果的に活用しながらの支援が求められている。 - エリアにより富裕層と貧困層が混在している。それぞれに違った課題があり、支援の引き出しが求められる印象。 ●社会資源 - 精神科病院・クリニックなどの医療機関や通所施設が比較的多いに対し、グループホームは少ないなど、社会資源の種類によってバラツキ・偏りがある。 ●関係機関との連携・ネットワーク - 地域支援室と在宅支援室、基幹相談支援など、各専門機関の役割や住み分けが地域に浸透していない。地域支援室については認知度もまだまだな印象。 - 支援学校が多く(分教室含め)エリアに6か所。養育生の判定や支援のため、教育分野との連携機会多い。 ●人材育成 - 区役所の若い職員が多く、窓口業務に追われケースワーク実践の機会が限られているため、技術、専門性が蓄積されにくい状況にある。	●支援対象者の傾向(個別支援) - 通所先での行動障害に対する対応ができず通所日数が減っている。あるいは通所先が見つからない。(マンパワーの不足) - 知的障害のある方の高齢化に伴う対応(介護技術面で困る) ●社会資源 - 麻生区、多摩区のグループホーム数の差がある。多摩区はグループホームが多いものの対応が難しいケースはなかなか入れない。(行動障害や医療観察法の方など) - 知的障害者入所施設が麻生区に2箇所ある。入所者が高齢化しているが介護保険施設への移行はスムーズに、いっていない。 ●関係機関との連携・ネットワーク - 児童は療育センター、高齢はリハ拠点など専門機関内の連携機会は多いものの、ケアマネジャーなど一次相談を含めた広がりは不十分で、当室の役割について知られていない。 ●人材育成 - 区役所の職員は、窓口や支給決定業務が多忙で異動期間も短く技術支援や知識の蓄積も難しい状況。地域支援室は行政の職員の人材育成に注力する必要があるが現状は不十分。
②地域の活性化に向けて ※専門機関としての関わり方や役割	・R4年度に南部3機関連絡会を発足。南部基幹・南部在宅支援室とともに専門機関としての意識醸成及び協働体制構築を目的として定期的に会議を開催している。今後は1～2次相談機関に対して、地域課題の現状把握や課題解決へ向けた具体的な取組を行う予定。 ・3次相談機関として区役所職員等が気軽に相談出来る場の確保。既存の精神カンファレンスや現任研修に加えて、より数居の深い場(ランチミーティング等)の設定、自死した方の支援者に対する分ち合いの場の設定等、様々な場面で区役所職員や地域支援者のバックアップを行う。 ・南部リハネットワークの事務局に参加し、セラピストを中心として、連絡会議の企画や研修講師を担う等医療福祉連携に取り組んでいる ・民生委員を対象とした研修や連絡会議等を通じて専門機関の周知や障害分野の情報提供を行い、地域との繋がりを育てる。 ・川崎区機関連携会議、きいてみれ場きてみれ場等分野を超えたネットワークに、地域支援室も参加して地域の支援力向上や連携強化に関わる。	①小～中域エリアでのネットワーク強化 川崎市の3地域はエリアの特色や支援対象層も大きく違うため、一律均等に支援を行うことは現実的ではない。支援の質の担保(3地域の平準化)を図りつつも、各エリアの特色に沿った取り組みや、小～中エリアでの支援関係機関のネットワーク強化が必要。(中部では「補装具格差ZERO PJ」や「NIJIFUJI PJ」「オリオン会議」など各種連携会議があり、地域支援室も企画、参画している)。区をまたぐような中域での連携も視野に。 ②自助・互助・共助・公助の様々な形で地域づくりの意識醸成 良い取り組みであっても、行政が抱え込んだり民間の力を十分には活用できていない印象。実現には、現状・課題の分析とそれを中長期で展開するビジョンが必要。町会・民児協、医療、教育、司法、など福祉分野以外の機関ともこれまで以上に連携の幅を広げる必要がある。 ③3次相談機関として、OJTを重視した地域の人材育成 窓口や事務処理に追われる区役所職員や、経験年数が浅いことも多い地域の相談支援事業所、各施設の職員に対し、間接的な助言やSVだけに留まらず、一緒にケースワークすることでOJTの役割を積極的に果たす必要がある。地域支援室が地域全体の人材育成の意識をもつことも、地域づくりにおいては必要と考える。	・当室の機能(療育手帳の判定、心理職の配置)を活かした行動障害に対する個別支援の強化。SVや医療相談の活用を行い、地域の通所先職員に対して専門的な技術支援を行っている。 ・知的障害のある方の高齢化による機能低下について、身体介助面や知的特性に応じた対応など多様な側面から当室の専門職(PT、OT、ST<心理職)が支援。専門相談や専門職施設支援について各業所を直接まわり広報をおこなっている。また、この課題に対して、事業所向けに研修会を開催し事業所の好事例を発表、グループワークを通して地域の底上げやネットワーク構築、当室の広報にもつながった。
	【3地域支援室(市内全域)での取り組み】 ・ミニレク(身体障害)、医療相談(知的障害)、精神カンファを通じた区役所等関係機関への人材育成。 ・専門相談、専門職施設支援を通じた、地域の支援者への人材育成、地域力の向上。 ・3次相談機関としてOJTを意識したチームアプローチ(区役所のバックアップ) ・自立支援協議会、サービス調整会議、相談支援調整会議等で地域課題や資源情報の共有及び連携しながら課題解決や資源開発に取り組む。 ・リハ職ネットワーク構築や補装具支援格差の啓発研修、リハ出前講座等による支援の狭間にある人へのアプローチや医療介護福祉連携の推進等 ・高次脳地活、れいんぼうと連携しての高次脳機能障害者への支援(パンフレット作成等地域へ普及啓発、交流会の創設など当事者のつながりの支援) ・ウェルテックと連携し、企業と福祉現場の繋がりをつくり、製品開発や利用者との繋ぎ等に取り組む。 ・各種支援者向け研修を開催し、1～2次相談機関支援者に知識、技術や専門機関の活用について伝える ・横浜総合リハビリテーションセンターや神奈川リハビリテーションセンター等及び全国の更生相談所や精神保健福祉センターとの各種会議や相互交流を通じて、市外専門機関との連携や情報、知識等を市内支援者に伝え、市内の支援者の支援力向上に繋げる ・他の3次相談機関(地域リハ拠点・療育センター・児童相談所)や特別支援学校等と密に連携し、専門機関によるシームレスな支援体制の構築 【地域の活性化に向けて専門機関としての関わり方】 ◎地域支援室ははじめ各地域の支援者、機関が行っている各種個別支援の取り組みを、より効果的、効率的な実行力のあるものとしていくために、協議会の場と運動させていく。 ◎地域包括ケアシステムによる自助・互助・共助・公助の様々な形で地域づくりの意識醸成をけん引する役割。		

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

2 市協議会は、全体会議（以下「市全体会議」という。）、企画運営会議（以下「市企画運営会議」という。）及び部会（以下「市部会」という。）により組織する。

3 区協議会は、企画運営会議（以下「区企画運営会議」という。）、定例会（以下「区定例会」という。）、相談支援事業所連絡会（以下「区相談支援事業所連絡会」という。）及びワーキング（以下「区ワーキング」という。）により組織する。

（名称）

第3条 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。

2 区協議会の名称は、別表のとおりとする。

（市協議会の所掌事項）

第4条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）区協議会の統括
- （2）区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組
- （3）市全体の相談支援体制に関する協議、検証及び評価
- （4）神奈川県障害者自立支援協議会との調整
- （5）その他、必要と認められる事項

（市全体会議の構成）

第5条 市全体会議は、関係機関、障害者及び学識経験者その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者を委員として構成する。

（市全体会議委員の任期）

第6条 市全体会議の委員の任期は、2年を越えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（市協議会の会長及び副会長）

第7条 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、市全体会議の委員の互選により定める。

2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（市全体会議）

第8条 市全体会議は、市協議会の所掌事務に関する協議調整及び相談支援体制の評価・検証等を行う。

2 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。

3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

（市企画運営会議）

第9条 市協議会の円滑な運営を図るため、市企画運営会議を置く。

2 市企画運営会議は、基幹相談支援センター、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「区地域みまもり支援センター」という。）、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（以下「総合リハビリテーション推進センター」という。）及び健康福祉局地域包括ケア推進室（以下「地域包括ケア推進室」という。）その他開催趣旨に照らし必要と認められた者で構成する。

（市部会）

第10条 市協議会は、第4条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、市部会を置くことができる。

2 市部会は、基幹相談支援センター及び健康福祉局その他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

3 市部会に部会長1人を置き、当該市部会の委員の互選により定める。

（報告）

第11条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策審議会に報告しなければならない。

（市協議会の庶務）

第12条 市協議会の庶務は、地域包括ケア推進室において処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(区協議会の所掌事項)

第13条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組
- (2) 個別事例へ支援のあり方に関する協議・調整
- (3) 市協議会との調整
- (4) その他、必要と認められる事項

(区企画運営会議)

第14条 区協議会の円滑な運営を図るため、区企画運営会議を置く。

- 2 区企画運営会議は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、区地域みまもり支援センター、地区健康福祉ステーション及び総合リハビリテーション推進センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区定例会)

第15条 区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図るため、区定例会を置く。

- 2 区定例会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者等やその家族、地域住民及び関係機関その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区相談支援事業所連絡会)

第16条 区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図るため、区相談支援事業所連絡会を置く。

- 2 区相談支援事業所連絡会は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所、区地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区ワーキング)

第17条 区協議会は、第13条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、区ワーキングを置くことができる。

- 2 区ワーキングは、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、区地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションその他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。
- 3 区ワーキングの設置期間は、原則として当該年度末までとする。ただし、年度を超えて継続する必要がある場合には、継続する理由及び目標を区企画運営会議で確認した上で、継続して設置することができる。

(報告)

第 18 条 区協議会は、区協議会全体の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(区協議会の庶務)

第 19 条 区協議会の庶務は、各区地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションにおいて処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(個人情報)

第 20 条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、平成 18 年 8 月 1 日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区	名称
川崎区	川崎区地域自立支援協議会
幸区	幸区地域自立支援協議会
中原区	中原区地域自立支援協議会
高津区	高津区地域自立支援協議会
宮前区	宮前区地域自立支援協議会
多摩区	多摩区地域自立支援協議会
麻生区	麻生区地域自立支援協議会